福祉課と政策法務

きる仕組みへと抜本的な改革が必要であろう。

下の人口は約一七一八万人と、七○歳以上の人口を下回ったとされる(以上、総務省の推計データ)。また、二○ 七五歳以上の人口推計が二〇〇八年九月時点で約一三二一万人と初めて総人口の一割を超えた。一方で一四歳以

情勢の影響もあり、 つまり、 ○七年の合計特殊出生率は前年よりわずかながら上昇したものの、一.三四という数値を示している(厚生労働省 人口動態統計)。このように急速に進展する少子高齢化とともに、 このような状況に対応するため、 福祉は、 法律に基づき実現が図られ、 福祉にはセーフティネットの役割が強く求められ、 前述のとおり福祉関連法が制定され、さまざまな福祉政策が実施されている。 なおかつ、この福祉関連法は、 人口減少社会の到来を迎え、 その重要性がますます高まっている 自治体で執行される場合が多い。 混迷する社会経済 玉

他方で、 国等から補助金を受け実施する事業自治体という性格が強い。 ところが、 組織縦割り化が進み、 実際に福祉を担う自治体は、 重い財政負担からも、 国が策定した各種福祉計画にのっとった行動計画を立て、 自治体独自の福祉政策への取り組みは、 公平な福祉の実現のためには必要なことではあるが 高度経済成長期と比 それに基づき、

民に向き合った福祉政策の実際の担い手は、

自治体、

とりわけ市民と直接接する市町村が中心と言って過言ではな

いだろう。

なるほど、 前述のとおり福祉行政の分権化や福祉の構造改革が図られ、 介護保険や後期高齢者医療の創設など福

較にならないほど後退している。

域の立場からの検討が必要ではないだろうか。政策法務の視点が福祉分野にも求められる。 Ļ 祉制度は大きく進展したが、そこには、 国の政策を実施していけばいいわけではない。いまこそ、 自治の意識は乏しいと指摘せざるをえない。 問題山積する福祉に自治体がどう取り組むの 自治体は、 ただ単に法を執行 か、 地

現下の福祉分野における政策法務的取組みの事例を挙げてみよう。

高齢者福祉の充実を図るには、①介護総合条例の整備

えば「介護総合条例」を制定し、 高齢者自身や高齢者相互あるいは家族・地域ぐるみで介護予防を展開することが 介護予防への取組みが有効である。 財政 的な措置が必要な政策もあろうが、

②バリアフリーの推進

考えられる。

例と自主条例をミックスさせた先駆的な取組みが各地でみられる。まちづくり部局と連携しつつ、福祉の視点から さしいまちづくりが可能となった。すでに福祉のまちづくり条例などを整備している自治体を含め、 条例で法定基準の上乗せ、 二〇〇七年に制定された「高齢者、 横出し、 裾切りを認めており、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法) 地域の実情に即した障害者、高齢者など社会的弱者にや 同法の執行条 は、

③子どもを産み育てる環境の整備

対応することも可能であろう。

援条例等を策定することが考えられよう。 ことができる環境を整えることが肝要である。 少子高齢化対策は一朝一夕に進むものではない。従来の給付行政にも限界がある。安心して子どもを産み育てる そのためには、 自治体を挙げた取組みの道しるべとして、子育て支

episode

3

――後期高齢者医療制度あれも自治体これも自治体

Š

祉部福祉課高齢者福祉係の新藤一朗が目にしたのが、 六月も終わりに近づいたが、まだまだ梅雨が続いていた。この日の昼休みに、 後期高齢者医療制度*-に関する新聞 海辺野市

「後期高齢者医療制度は、不満とか批判が絶えないようですね」

記事のスクラップであった。

朗が高齢者福祉係長の左門隆に向かって何気なく言ったところ、左門も苦笑しながら答

えた。

に悪いイメージがついている」 「ああ、 連日マスコミが批判しているよな。 初めの頃にいろいろミスも重なったため、 余計

平成二〇年の法施行間近となってからマスコミが連日騒いだが、 いったん国会で制定され

てしまった以上、後の祭りだった。

然、長寿医療制度と言い換えましたよね 「それにしても、法律上は後期高齢者医療制度ですけど、制度開始直後あたりから、 国は突

「後期高齢者という言い方に、当事者である高齢者の方たちから反発があったからな。そう

*1 根拠法は「高齢者の医療の確保に関する法律」。2006年6月に老人保健法が改正、準備期間を経て2008年4月1日施行。

episode

ことなかれ主義と法の間 介護給付金と説明責任



「いやあ、 あの時は、本当にまいったよ。なにせ大金が絡んでくるし、鬼気迫る感じで追求

されて、タジタジだよ

がすぎ、夏真っ盛りのこの日、 年三月まで同じ福祉課高齢者福祉係で仕事をともにしていた同期だ。ちょうど八月も一週間 ちがしばしば集う憩いの場となっている。話し相手は福祉課高齢者福祉係の新藤一朗で、今 で飲むことになったのだった。 祉課障害福祉係の吉村謙太郎は頭をかきながらぼやいた。「ひまわり」は海辺野市の職員た その日の夜、爽海電車うみべの駅北側の繁華街にある洋風居酒屋「ひまわり」で、障害福 仕事が終わる直前に、謙太郎が一朗を誘い、久しぶりに二人

太郎の話はこうだ。 謙太郎がこぼしていたのは、今年四月にあった障害福祉係窓口での苦情のことである。

ちろん、給付金の受給資格があり、今年の四月一○日付で申請書を提出し、四月分から月額 山下 恭 子。長男が身体障害者手帳一級の重度障害者で、恭子は長男の介護をしている。やましたきょうこ 重度身障者介護給付金の申請をしてきたのは、海辺野市南部地区に五年前から住んでいる



「ふうん……。身体障害者

だった。新年度になって間もなく別の用事で障害福祉もなく別の用事で障害福祉のことを知り、今までなぜのことを知り、今までなぜ説明してくれなかったのかと、激しく抗議したのである。恭子は、応対した謙太郎に、口角泡を飛ばす勢いで文句を言った挙句、過去で文句を言った挙句、過去で女人を要求してきたのだった。

62

問題は、市に住み始めてか

一万円の支給が決まったが、

金を受給できなかったことらそれまでの四年間、給付

職員たちがなんでも損得勘定で考えていることが根本的な原因だ」

「なるほどな」

「だけど、これからの海辺野市は、俺たちが率先して、みんなの力で改革していこうと思っ

ている」

「ああ、このままじゃ、だめだな」

二人は気持ちを新たに、改革を誓ったのだった。

230

偽装請負発覚! それに気づかないままの違法状態の継続……まさに "放置主義" ?

進め、 に、今回のような、そもそも法的意識の希薄さからくる不適法な事例をみるにつけ、本当に地方分権を の検挙や懲戒処分の続発、職員の税滞納など……自治体の法令遵守はどうなっているのだろうか。さら コンプライアンスといわれて久しい。だが、絶えない幹部職員による不祥事。非違行為を犯した職員 こうした現状を打破するため、コンプライアンス条例や議員の口利き記録化条例などを整備する自治 自治体の自己決定と自己責任に任せられるのだろうかと不安に駆られる市民は少なくないだろう。